

議員提出第 1 号議案

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成28年3月17日

提出者	府中市議会議員	村 崎 啓 二
賛成者	〃	田 村 智恵美
	〃	稲 津 憲 護
	〃	赤 野 秀 二
	〃	杉 村 康 之
	〃	横 田 実
	〃	奈良崎 久 和
	〃	備 邦 彦
	〃	村 木 茂

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、国は、「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」が株式の自主運用（直接売買）を解禁するなど、公的年金積立金の運用に当たり、株式や外貨資産などリスク性資産の割合を拡大するよう見直しを進めている。年金積立金は、関係法令に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものである。

今年2月に開催された社会保障審議会年金部会では、労使代表委員から、GPIFの年金の株式直接運用の解禁に反対するなどGPIF改革に対する共同意見書が出された。年金積立金が毀損した場合、被保険者・受給者が被害をこうむることになる。こうした現状に鑑み、府中市議会は国会及び国に対し、次の事項を要請する。

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、一定の株式割合は維持しつつも、慎重な運用を図ること。
- 3 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月17日

議 長 名

（あて先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣